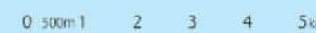




区間名		箇所名
18	一般国道2号 神戸市垂水区塩屋町地区～神戸市垂水区東灘子町地区	塩屋 塩屋町1 播田川 西大筋 マリニピア神戸前
	市道 神戸市西区字園東町地区～神戸市垂水区多聞町地区	学園都市駅南 小東山8
	一般国道2号(神戸西バイパス) 神戸市垂水区多聞町地区～神戸市西区伊川谷町地区	小東山8 鳥坂東 新長坂橋 神電重比須駅前
21	(県)三木三田線～(県)加古川三田線 三木市宮原地区～三木市本町地区	本町1 本町 志染駅前 小林東
	(県)神戸三木線 三木市志染町広野地区～三木市福井地区	志ノ口 田井 田井南
24	一般国道175号 神戸市西区玉津町田中地区～神戸市西区待子地区	玉津インター 小山 玉津大橋 森友
	(県)神戸明石線 神戸市西区伊川谷町地区～明石市西明石南町地区	伊川谷町通山 森友 玉塚台 小久保
	一般国道2号 明石市西新町地区～明石市小久保地区	和坂 小久保
27	一般国道2号 明石市藤江地区～明石市魚住町金ヶ崎地区	国道大久保 大久保西
	(県)明石高砂線 明石市大久保町江井島地区～明石市二見町東二見地区	名称なし(明石市魚住町西間) 名称なし(明石市二見町東二見)
29	(県)志染土山線～(県)二見港土山線 明石市魚住町清水地区～明石市二見町西二見地区	明石西インター 清水
	一般国道2号 明石市魚住町清水地区～加古川市平岡町土山地区	清水 土山
31	(県)野谷平岡線～(県)本荘平岡線 加古川市平岡町高畑地区～加古川市平岡町山之上地区	辻ヶ内 ＜路切＞鳥ヶ林東 加古川六反田
	(県)八幡別府線～(県)別府港加古川専事線 加古川市平岡町新在家地区～加古川市別府町本町地区	加古川新在家 加古川新在家
33	一般国道2号 加古川市平岡町高畑地区～加古川市加古川寺家町地区	山ノ腰 山ノ腰 野口 野口 安田(立休) 相生橋西詰 小松原 御旗
	(県)野口尾上線 加古川市野口町野口地区～加古川市尾上町池田地区	野口 山ノ腰 野口 安田(立休) 相生橋西詰 小松原 御旗
35	(県)明石高砂線 高砂市高砂町新屋敷町地区～高砂市伊保地区	高砂市 小松原 御旗
	(県)高砂北条線 高砂市米田町古新地区～高砂市荒井町新町地区	古新西 小松原
37	一般国道250号 高砂市米田町古新地区～高砂市竜山地区	古新西 竜山大橋西詰

■ 箇所	
	箇所名
12	上戸田南
13	浅野インター入口
14	繁昌
59	桃山台
60	名谷野
61	星陵台中学校前
62	多聞町大門
63	西盛口
64	西戸田
65	明石駅前
66	宗佐
67	関
68	豊坂寺西
69	上庄橋東詰
70	池尻橋東詰
71	南二見入工券入口
72	人工島北
73	河原
74	加古川橋西詰
75	西井ノ口
76	島
77	名称なし(高砂市荒井町間町)
78	高砂西ランプ
79	玉野
80	法華口
81	唐田原

注)●は京阪神圏外



5 兵庫県播磨地区西部周辺

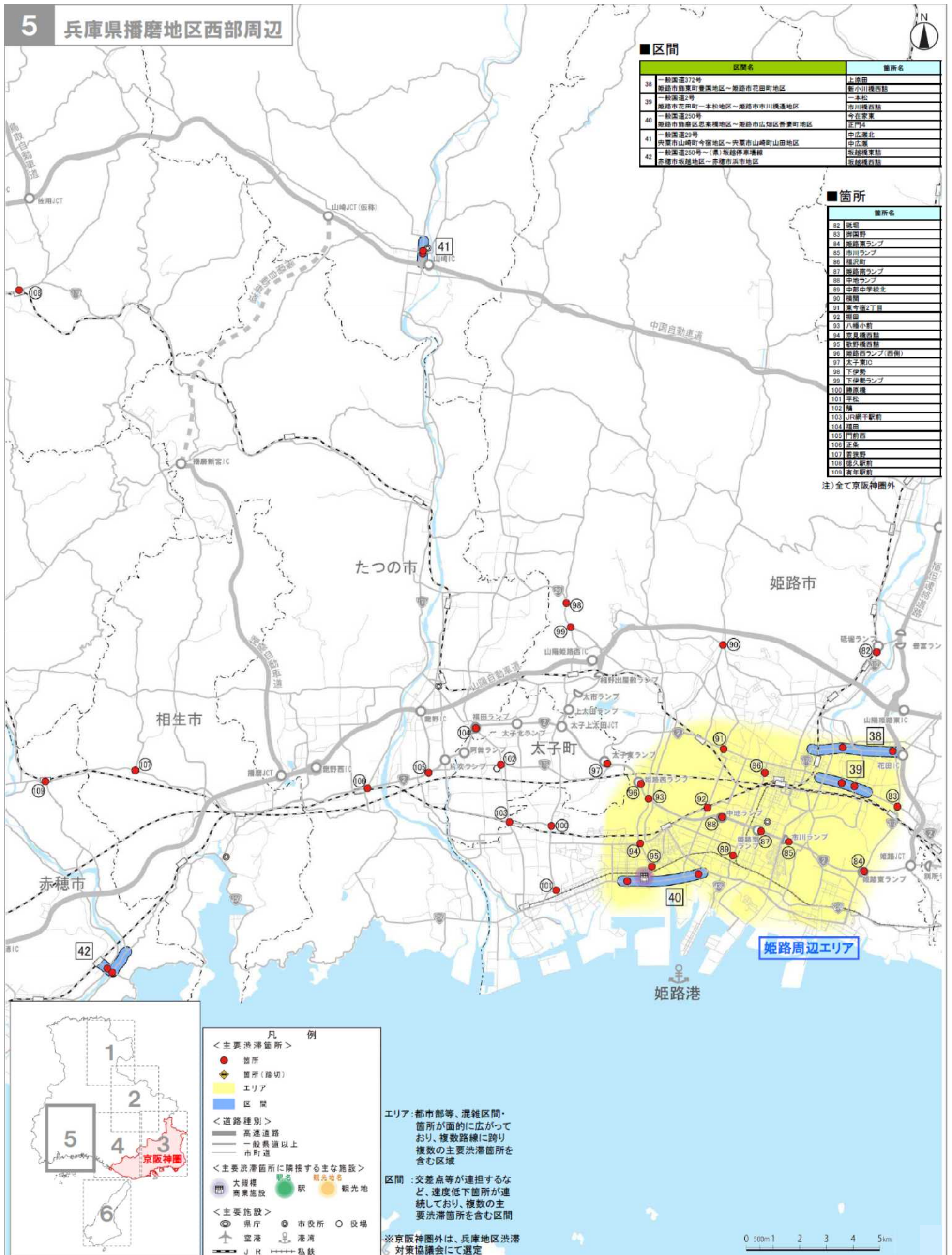
■ 区間

区間名	箇所名
38 一般国道372号 姫路市助東町豊国地区～姫路市花田町地区	上原田
39 一般国道2号 姫路市花田町一本松地区～姫路市市川橋通地区	新小川橋西詰
40 一般国道250号 姫路市助東町思兼橋地区～姫路市広畑区香美町地区	一本松
41 一般国道29号 中央市山崎町今宿地区～中央市山崎町山田地区	市川橋西詰
42 一般国道250号～(県)姫路停車場線 赤穂市衣通地区～赤穂市浜市地区	今在家東
	正門4
	中広瀬北
	中広瀬
	坂越橋東詰
	坂越橋西詰

■ 箇所

箇所名
82 坂越
83 御国野
84 姫路東ランプ
85 市川ランプ
86 種沢町
87 姫路西ランプ
88 中地ランプ
89 中地中学校北
90 横間
91 草今宿2丁目
92 堀田
93 八幡小前
94 宮見橋西詰
95 歌野橋西詰
96 姫路西ランプ(西側)
97 太子東IC
98 下伊勢
99 下伊勢ランプ
100 徳原橋
101 平松
102 堀
103 JRR網干駅前
104 堀田
105 門前西
106 正金
107 若狭野
108 徳久駅前
109 若年駅前

注) 全て京阪神圏外



エリア: 都市部等、混雑区間・箇所が面的に広がっており、複数路線に跨り複数の主要渋滞箇所を含む区域

区間: 交差点等が連担するなど、速度低下箇所が連続しており、複数の主要渋滞箇所を含む区間

※京阪神圏外は、兵庫県地区渋滞対策協議会にて選定

0 500m 1 2 3 4 5km

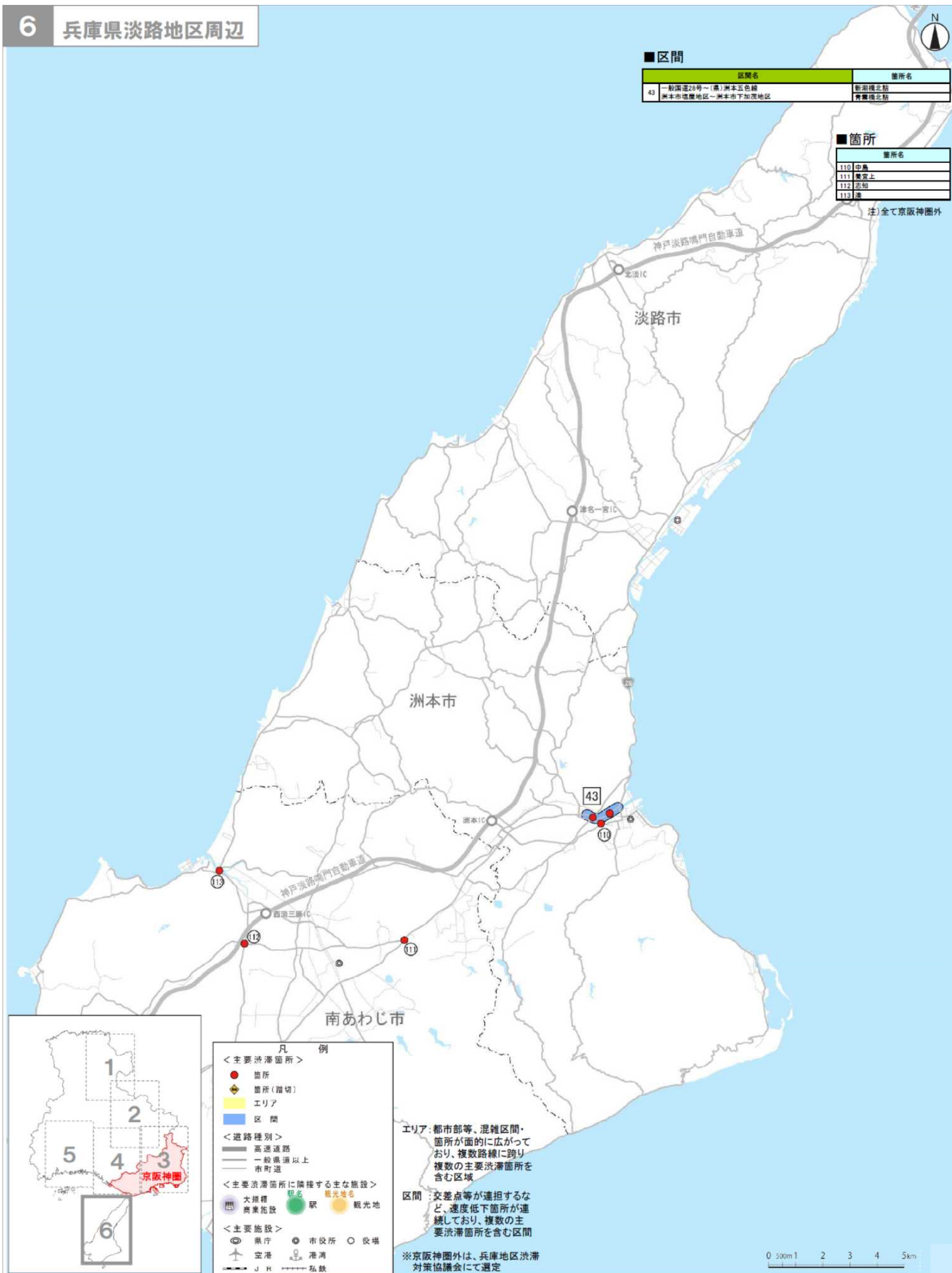
■ 区間

区間名	箇所名
43 一般国道28号～(県)洲本五色線 洲本市塩屋地区～洲本市下加茂地区	新瀬橋北詰 青雲橋北詰

■ 箇所

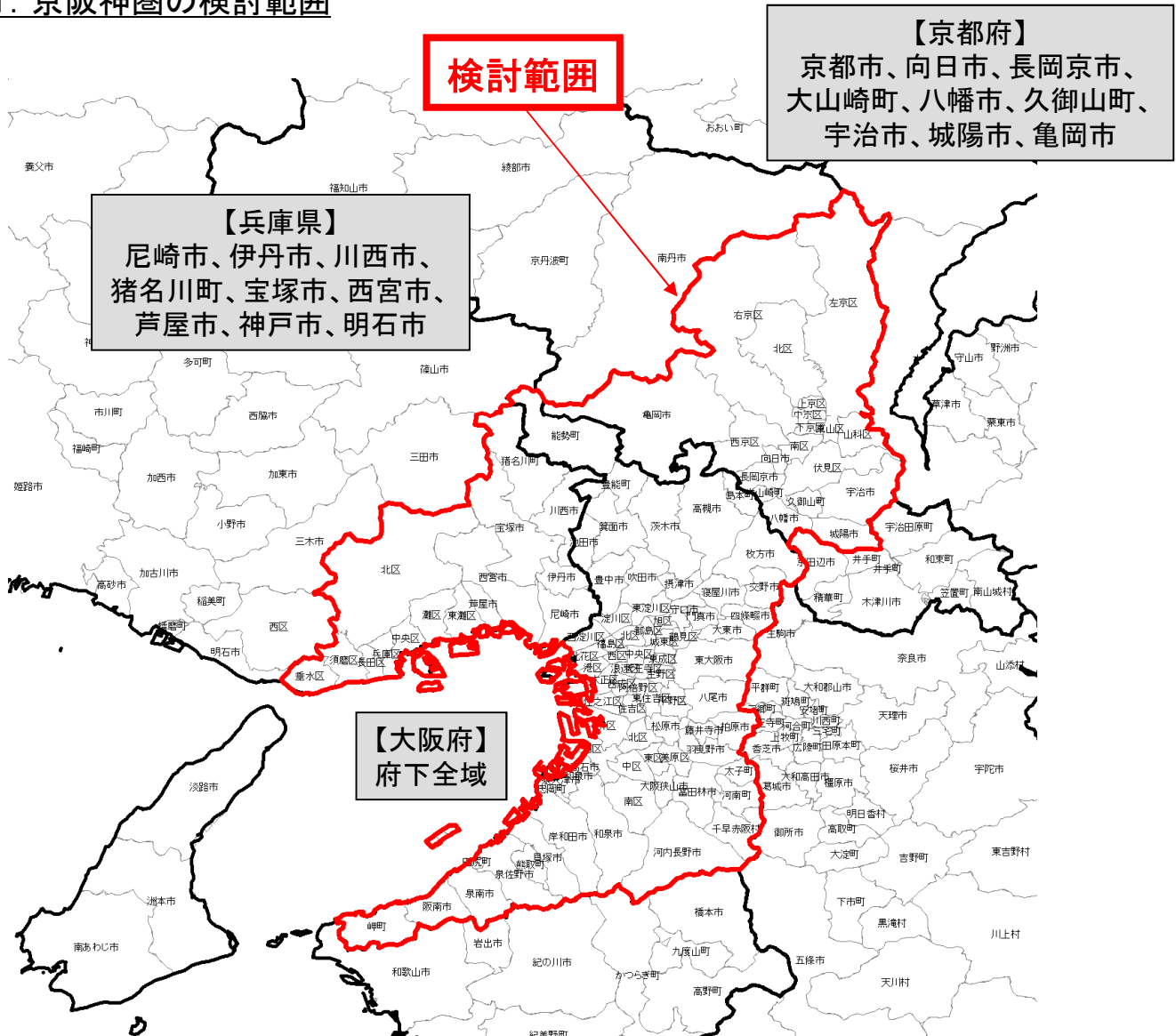
箇所名
110 中島
111 美富上
112 志知
113 港

注) 全て京阪神圏外



(参 考)

1. 京阪神圏の検討範囲



- ① 首都圏、中京圏と並ぶ関西圏域のうち、特に人口集積等の高い京阪神圏域を検討範囲として設定。
- ② 京阪神圏域は、大阪府域を中心として、京都南部、阪神地域を基本として構成。

2. 京阪神圏の検討主旨

- 産業・経済・人口集積等、高密度な大都市(京阪神圏)は、府県単位を越えた都市特有の共通する課題を有している。
- これら共通する課題を認識した上で、道路交通に係わる渋滞箇所を特定し、また、都市圏内における広域的な視点での対策検討を行うことを主旨としている。